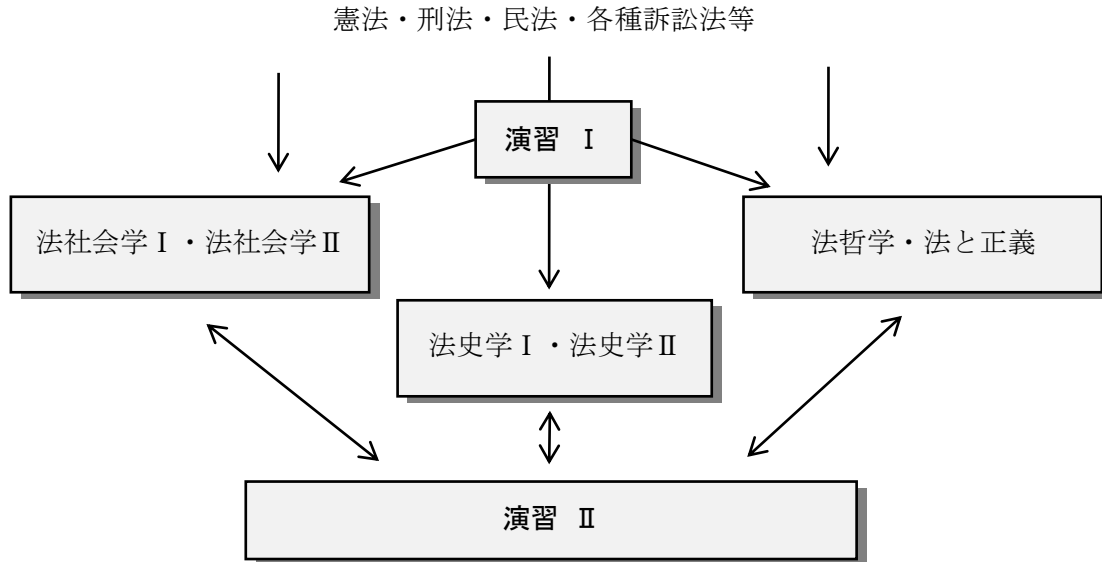


## 基礎法学の学び方



- ① 基礎法学は、「哲学・社会学・歴史学等の知見をもとに多様な視角から法を捉える学際的諸部門」である。そのため法学の初学者がいきなり学ぶよりも、法律学を一通り学んだ後で法に関する理解を深化・発展させるために取り組む方がよい。演習 I は、3・4 年生配当の各科目の講義の前に開講されるが、まず演習 I を履修して特定科目を深く学び自分の興味と適性を見定め、その後それぞれの専門の講義を受講しながら演習 II を履修すれば、各基礎法科目とともに法学全般についても高い学習効果を得られるだろう。
- ② 法社会学は、法を社会現象と捉えたうえで、法の機能や作動過程を社会関係の中で把握する。前期の「法社会学 I」では、法とはなにか、法の果たすべき役割はなにかを社会のあり方との関わりのなかで考察する。後期の「法社会学 II」では、各論として、民事・刑事・行政分野での法の機能についてそれぞれ考察する。
- ③ 法制史は、古代ローマに起源を有する法の発展と進歩を歴史的・文化論的に理解する。前期の「法史学 I」では、ヨーロッパ法史全般について概説し、後期の「法史学 II」では、18 世紀末以降のヨーロッパ近代法史について日本法史との比較も視野に入れながら論じる
- ④ 法哲学は、法学全般を統括する基幹的部門として、法や法実務・法律学に対して理論的な指針や基礎を提供する。前期の「法哲学」では、法の全体像や共通の特質を解明する「法の一般理論」と法的思考の内実と特質を考究する「法学的方法論」を扱い、後期の「法と正義」では法の目標や理念を考察する正義論を扱う。
- ⑤ これら基礎法学の諸科目は関連・重合する領域があり、複数の科目を履修・学習することで、各科目の理解を深めるだけでなく、法を多角的・複眼的な視点から捉える見方を養うことができるだろう。